

## 河川整備計画に定める事項

条文

河川整備計画(骨子)

政令第10条の3  
一 河川整備計画の目標に関する事項

整備計画の対象区間(案)  
整備計画の対象期間(案)  
河川整備計画の目標(案)  
治水、水利用・流水管理、  
環境、総合土砂管理

政令第10条の3  
二 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所  
並びに当該河川工事の施行により設置  
される河川管理施設の機能の概要

主な整備メニュー(案)  
治水、水利用・流水管理、  
環境、総合土砂管理

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

主な整備メニュー(案)  
維持管理

# 河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

第3回 大井川流域  
委員会 資料-3-2

	河川整備基本方針	河川整備計画
定める 事項	<p>河川の整備についての基本となるべき方針 (法第16条)</p>	<p>河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画 (法第16条の2)</p>
	<p>○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>○河川の整備の基本となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分</li> <li>・計画高水流量</li> <li>・計画高水位及び計画横断形に係る川幅</li> <li>・流水の正常な機能を維持するため必要な流量</li> </ul> <p>(政令第10条の2)</p>	<p>○河川整備計画の目標</p> <p>○河川の整備の実施に関する事項 (政令第10条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要</li> <li>・河川の維持の目的、種類及び施行の場所</li> </ul> <p>(政令第10条の3)</p>
計画策定 の 手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本整備審議会の意見を聴く</li> <li>・河川整備基本方針検討小委員会の審議H18.9了</li> <li>・社会資本整備審議会河川分科会 H18.11了 (法第16条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験を有する者の意見を聴く</li> <li>・関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる</li> <li>・関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴く (法第16条の2)</li> </ul>

## 河川整備計画構成(案)

### 第1章 流域及び河川の現状と課題

#### 第1節 流域及び河川の概要と取り組みの沿革

項 ■流域及び河川の概要 ■治水の沿革 ■利水の沿革 ■河川環境の沿革 ■土砂管理の沿革

#### 第2節 河川整備の現状と課題

項 ■洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題 ■河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題 ■河川環境の現状と課題 ■土砂管理の現状と課題 ■河川維持管理の現状と課題 ■新しい課題

### 第2章 河川整備計画の目標に関する事項

#### 第1節 整備計画対象区間

#### 第2節 整備計画対象期間

#### 第3節 河川整備計画の目標

項 ■洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 ■河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 ■河川環境の整備と保全に関する目標 ■総合的な土砂の管理に関する目標

### 第3章 河川の整備の実施に関する事項

#### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

項 ■洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ■河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ■河川環境の整備と保全に関する事項 ■総合的な土砂の管理に関する事項

#### 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

項 ■洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ■河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ■河川環境の維持に関する事項

## 第2章 河川整備計画の目標に関する事項

### 第1節【計画対象区間（案）】

指定区間外区間（大臣管理区間）並びに  
本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要が  
ある指定区間及び流域とする。

### 第2節【計画対象期間（案）】

河川整備の当面の目標となる対象期間は概ね30年  
間とする。

## 第3節 河川整備計画の目標

### 治水の目標(案)

現況施設能力	河道※1で 約6,200m <sup>3</sup> /s	(河口) 付近 約0k)
	ダム※2で 約1,200m <sup>3</sup> /s S54.10	(基準地点 (神座) 約24k)

### 考えられる選択肢〔目標流量〕

※1 HWL (計画高水位) 評価による流下能力  
※2 戦後最大規模相当の洪水における調整量

1. 現状のまま【河道流下能力約6,200m<sup>3</sup>/s】
  - 1-1 河道を整備しない。  
(戦後最大洪水規模相当の洪水6,800m<sup>3</sup>/s (長島ダムの調節後流量) が発生した場合に計画高水位を越える)
2. 牛尾山付近の狭窄部の改修を行い、所要の流下能力の確保を行う。
  - 2-1 河道整備を行うとともに、長島ダムの洪水調節方法の変更を行う。  
(基準地点 (神座) 8,100m<sup>3</sup>/s + ダム効果量1,400m<sup>3</sup>/s)
3. 基本方針 (案) 流量を計画高水位以下で安全に流下させる
  - 3-1 2. に加え、さらなる河道整備と洪水調節機能強化を行う。  
(基準地点 (神座) 9,500m<sup>3</sup>/s + ダム効果量の合計2,000m<sup>3</sup>/s)

### 現時点での河川管理者の選択

#### 2-1 を選択

- ・大井川の社会経済上の重要性、財政の制約、治水事業の早期かつ広範囲な効果発現、現在の技術レベルでの環境負荷の大小等を勘案し、河道整備を行うとともに長島ダムの洪水調節方法の変更を行う。

## 第3節 河川整備計画の目標

### 治水の目標(案)【危機管理対策】

- 大井川水系では、計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上で施設能力以上の洪水が発生した場合に甚大な被害が発生する恐れがある。
- また、大規模地震の直後に洪水・高潮に見舞われた場合にも甚大な被害が発生する恐れがある。

#### 考えられる項目

1. 超過洪水と整備途上での施設能力以上の洪水の発生を想定した危機管理対策を実施
2. 大規模地震を想定した危機管理対策を実施
3. 迅速な復旧までを想定した危機管理対策を実施

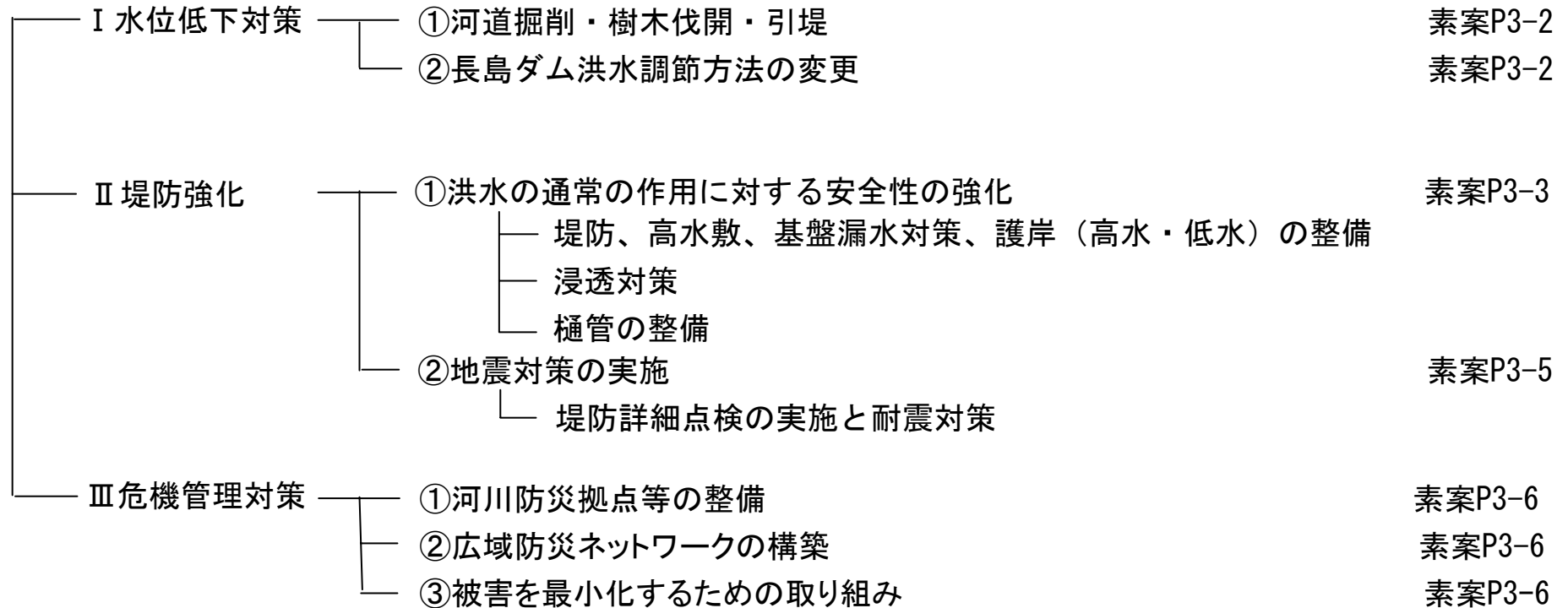
#### 現時点での河川管理者の選択

##### 1. 2. 3. を選択

- ・計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上で施設能力以上の洪水が発生した場合、また、大規模地震の直後に洪水・高潮に見舞われた場合に、その被害を軽減できるよう、可能な対策を関係機関と連携して推進する。
- ・また、自助・共助・公助の精神のもと、ソフト・ハード一体となった総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。
- ・さらに、克災の理念のもと、迅速な復旧までを想定した危機管理対策を実施

## 治水の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)



## 水利用・流水管理の目標(案)

### 実績の渇水流量(神座地点)

1/10規模の渇水時の流量 約 2.0m<sup>3</sup>/s

### 目標とする正常流量(神座地点)

9月～12月:概ね 11m<sup>3</sup>/s 1月～2月:概ね 9m<sup>3</sup>/s 3月～8月:概ね10m<sup>3</sup>/s

### 考えられる選択肢

1. 現状のまま
  - 1-1 何もしない〔約 2.0m<sup>3</sup>/s 〕
2. 正常流量の一部を回復するよう努める
  - 2-1 水利用の合理化を推進する〔 + $\alpha$  〕
3. 正常流量の回復
  - 3-1 2.に加え、さらに新たな施設を整備する〔 約11m<sup>3</sup>/s 〕

### 現時点での河川管理者の選択

#### 2-1を選択

- ・大井川における水利用実態等を考慮し、景観や動植物の生息・生育など河川本来の水環境の保全・再生に向け、水利用の合理化を推進する。



## 水利用・流水管理の主なメニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)

I 河川水の適正な利用	①関係機関と連携した水利用の合理化の推進、 適正な水利権許認可	素案P3-6
	②水利用の情報提供	素案P3-6
II 流水の正常な機能の維持	水利用の合理化	素案P3-7
III 渇水時における対策の推進	情報提供・水利調整協議会による渇水対策	素案P3-7

## 環境の目標(案)

流域の人々と大井川との関わりを考慮しつつ、大井川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。

河川環境管理の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。  
(大井川水系河川整備基本方針の抜粋要約)

### 考えられる選択種

1. 環境管理のため、河川を空間区分して管理する [既計画を踏襲する]  
    <既計画の概要> 陸域空間：自然利用ゾーンと整備ゾーンを設定  
                  水域空間：なし
2. 環境管理のため、河川を空間区分して管理する [既計画を見直す]
  - 2-1  現行のゾーン設定を踏襲し、その配置を見直す。
  - 2-2  2-1に加え、必要に応じゾーンの中に特定機能を課した空間設定を行う。
  - 2-3  2-2に加え、水域空間もゾーン設定しゾーンの中に特定機能を課した空間設定を行う。

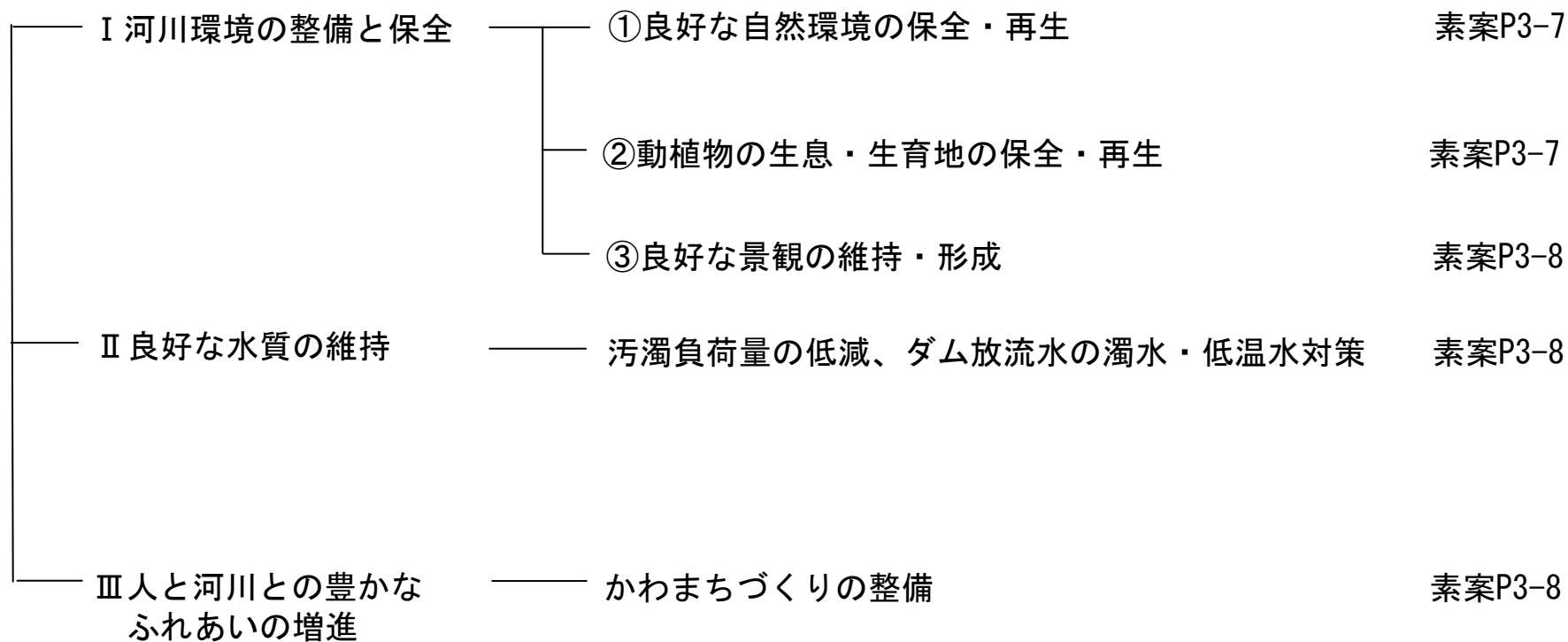
### 現時点での河川管理者の選択

#### 2-2を選択

良好な景観の維持・形成、人と河川との豊かなふれあいの確保、水質への取り組み等については、河川整備基本方針に沿って具体化を図る。

## 環境の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)



## 総合土砂管理の目標(案)

### ○大井川水系における土砂の現状

大井川流域は、砂岩や泥岩から構成された中央構造線と糸魚川-静岡構造線に挟まれた非常に脆弱な地質とあわせて、上中流部は多雨地帯であることから、土砂流出が多い。

ダムにおいては、ダム湖に土砂が貯まりダムの容量を減らすと共に下流への土砂供給量を減らしている。海岸においては、河川からの土砂供給量の減少や大井川港の防波堤による土砂移動阻害により砂浜が減少し、高潮等に対する治水安全度が低下している。

### 現時点での河川管理者の目標

- 土砂生産域から海岸域における土砂移動の連続性の確保
- 「森・川・海」といった一連の水・物質循環及び生物の生息・生育環境に配慮する。

#### ◆土砂生産域

治山・砂防事業を実施する砂防管理者等関係機関の調整・連携に努める。

#### ◆ダム領域

土砂移動の連続性を確保するため、長島ダムの堆積土砂の下流への運搬を行い、上流ダムについてダム施設管理者等関係機関との調整・連携に努める。

#### ◆河川領域

上流から供給される土砂の下流・海岸への移送を促進させるため、土砂移動の連続性を高める河道整備、樹木伐開、維持掘削等を行うとともに、必要に応じ関係機関との調整・連携に努める。

#### ◆海岸領域

砂浜の維持・回復させるため、河道で発生した土砂や防波堤で補足した土砂をバイパスし、海岸の養浜に活用するなど、海岸侵食の抑制に向け、港湾管理者等関係機関と調整・連携に努める。

#### ◆全般

各領域にて対策を行うと共に土砂移動の連続性の確保に向け調査・検討を進め、関係機関と事業連携のための方針の策定など、各事業の連携を図りつつ総合的な土砂管理に取り組む。

## 総合土砂管理の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)

### ○総合土砂管理の推進

素案P3-9~P3-10

土砂生産域から海岸領域までの土砂移動の連続性の確保に向けた関係機関等と調整・連携

#### I 土砂生産域での取り組み

土砂流出の防止、  
砂防管理者等関係機関との調整・連携

#### II ダム領域での取り組み

下流への土砂流下  
長島ダム土砂排砂  
利水ダムからの土砂移動の連続性の確保  
(ダム施設管理者関係機関との調整・連携)

#### III 河川領域での取り組み

土砂移動の連続性を高める河道整備  
河道内の樹木管理

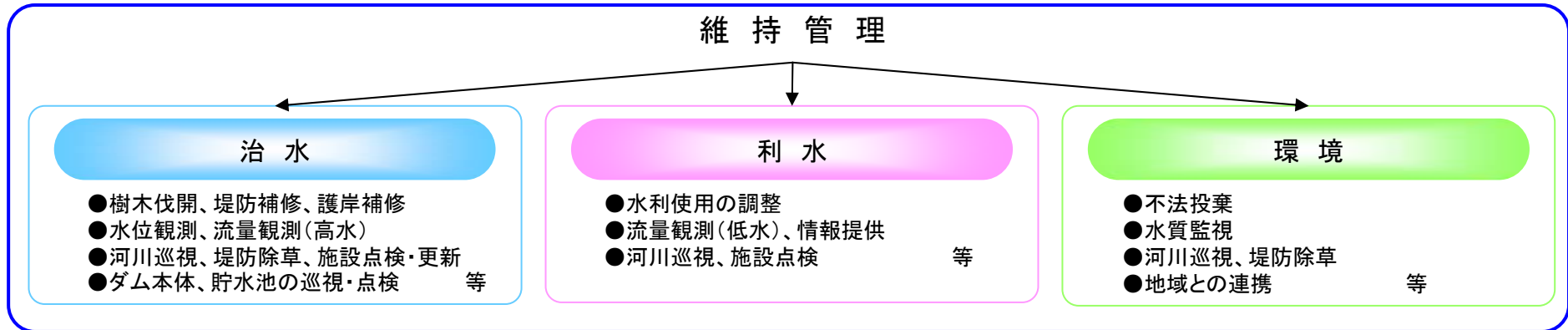
#### IV 海岸領域での取り組み

海岸線の侵食の抑制  
河道掘削や防波堤で補足された土砂を養浜に活用  
(港湾管理者等関係機関と調整・連携)

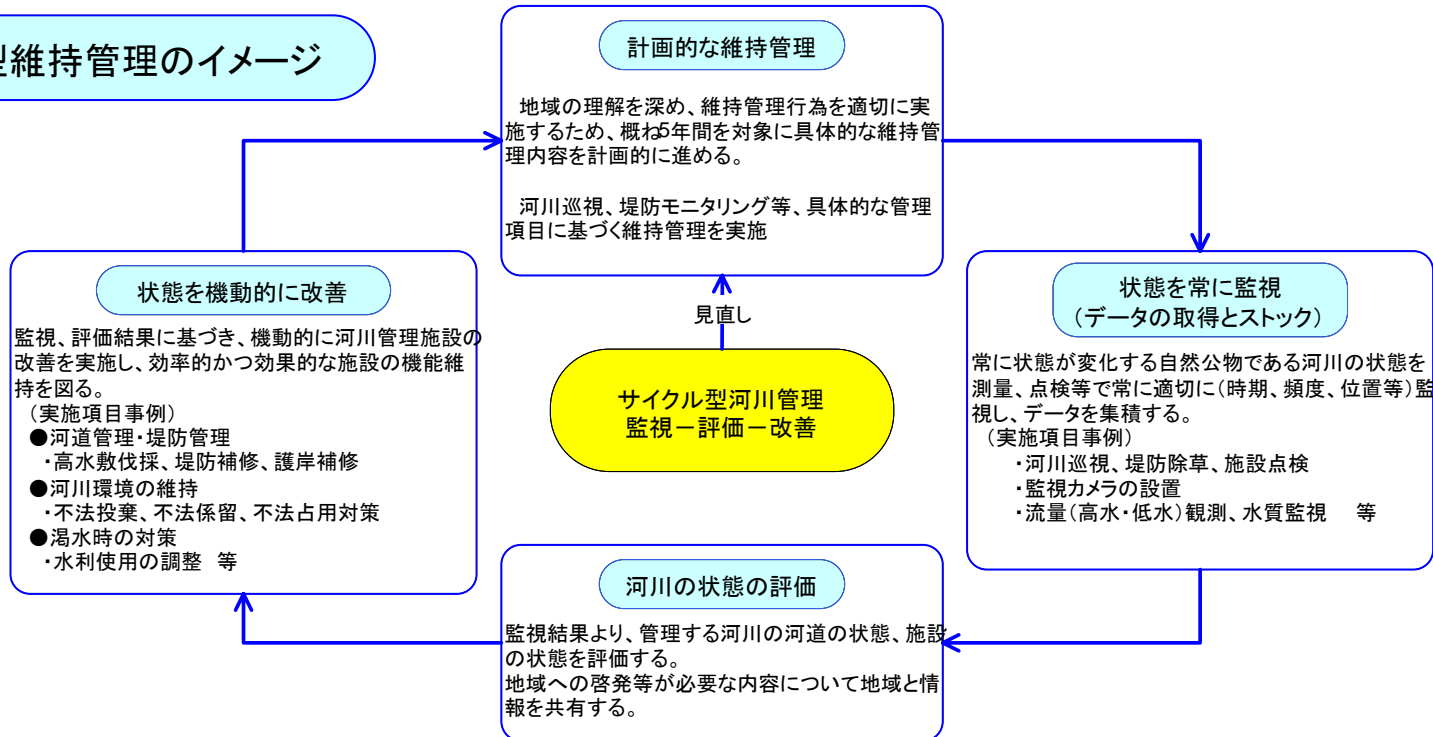
#### V 土砂移動実態の解明に向けたモニタリング

流域全体の土砂移動の把握  
河床変動や樹林化の進行状況  
等のモニタリング

## 維持管理の考え方(案)



## サイクル型維持管理のイメージ



# 大井川水系河川整備計画素案(骨子)

第3回 大井川流域  
委員会 資料-3-2

## 維持管理の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)

- |                             |         |                           |             |
|-----------------------------|---------|---------------------------|-------------|
| I. 堤防の維持管理                  | 素案P3-10 | VIII. ダム貯水池の維持管理          | 素案P3-14     |
| └ ①堤防の維持管理                  |         | └ ①貯水池及び周辺工作物の維持管理        |             |
| └ ②堤防除草                     |         | └ ②貯水池容量の維持               |             |
| II. 樋門等の維持管理                | 素案P3-11 | └ ③流下物の処理                 |             |
| └ ①樋門等の維持管理                 |         | └ ④貯水池及び下流河川の環境維持         |             |
| └ ②老朽化に伴う施設更新               |         | IX. 危機管理対策                | 素案P3-15, 16 |
| III. 河道の維持管理                | 素案P3-12 | └ ①洪水時等の管理                |             |
| └ ①河床・河岸の維持管理               |         | └ ②水防等に関する連携・支援           |             |
| └ ②樹木の維持管理                  |         | └ ③河川情報システムの整備            |             |
| IV. 河川維持管理機器等の維持管理          | 素案P3-13 | └ ④水質事故対策                 |             |
| └ ①光ケーブル・河川監視用カメラの維持管理      |         | X. 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 | 素案P3-16     |
| └ ②危機管理施設及び資材の管理            |         | └ ①適正な流水管理や水利用            |             |
| V. 許可工作物の適正な維持管理            | 素案P3-13 | └ ②渇水時の対応                 |             |
| VI. 流下物の処理                  | 素案P3-13 | XI. 河川環境の維持               | 素案P3-16, 17 |
| VII. ダム本体・管理設備等の改良<br>・維持管理 | 素案P3-14 | └ ①河川の清潔の維持               |             |
|                             |         | └ 不法投棄対策                  |             |
|                             |         | └ 水質の保全                   |             |
|                             |         | └ ②地域と連携した取り組み            |             |
|                             |         | └ 河川愛護団体等との連携             |             |
|                             |         | └ 水源地域ビジョン等の実施            |             |
|                             |         | └ 河川利用・水面利用の適正化           |             |